

# 揭示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構九州支社の以下 3(1)に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この揭示文兼入札説明書によるものとする。

- 1 揭示日 令和 8 年 6 月 29 日
- 2 発注者  
独立行政法人都市再生機構九州支社  
支社長 水野 克彦
- 3 調達内容
  - (1) 件名  
独立行政法人都市再生機構九州支社で使用する電力（令和 8 年 10 月～令和 9 年 9 月）
  - (2) 調達案件の仕様等  
仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
  - (4) 納入場所 九州支社
  - (5) 仕様書  
仕様書のとおり。
- 4 競争参加資格
  - (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号) 第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
  - (2) 都市再生機構九州地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る一般競争参加資格審査において業種区分「物品販売」に係る競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続きの開始後、別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により「物品販売」の再認定を受けていること。)  
※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。
  - (3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本件の納入場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
  - (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照)
  - (5) 電気事業法第 2 条の 2 の規程に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
  - (6) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、再生可能エネルギー導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別記様式 2「適合証明書」に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。
- 5 担当部署
  - (1) 申請書及び資料について  
〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号  
独立行政法人都市再生機構九州支社  
総務部経理課 電話 092-722-1014
  - (2) 令和 7・8 年度の一般競争参加資格について  
〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜二丁目 2 番 4 号  
独立行政法人都市再生機構九州支社  
総務部経理課 電話 092-722-1014

- (3) 入札・契約手続について  
上記(2)に同じ。

## 6 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書を提出することができる。この場合において、上記4(2)以外の事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(2)の事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記4(2)の事項を満たしていなければならない。なお、①の期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 申請書及び資料の提出期間

令和8年6月29日(月)から令和8年7月13日(月)の午前10時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)並びに、正午から午後1時の間は除く)。

- ② 申請書及び資料の提出場所

上記5(1)に同じ。

- ③ 申請書及び資料の提出方法

持参、郵送または電子メールにより提出すること。

郵送による場合は書留郵便とし、提出期限に定める日時までに到着しなかったものは受け付けない。また封筒に「申請書在中」と明記すること。

電子メールによる場合は、以下のメールアドレスに提出するとともに、提出した旨を必ず上記5(1)へ電話し、受信の確認を実施すること。

提出先アドレス

X91576@ur-net.go.jp

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

- (3) 資料は、別記様式2・3により作成すること。

- ① 一般競争参加資格登録状況

当年度に有効な物品購入等に係る一般競争参加資格の登録状況を別記様式1に記載し、有資格者名簿の該当部分を提出するか、または登録番号を記載すること。

ただし、認定申請中の場合は、受付票又は受付通知票の写しを添付すること。なお、受付票、受付通知票のいずれの書類もない場合は、その旨を上記5(2)に連絡すること。

- ② 別記様式2「適合証明書」

- ③ 別記様式3「電子契約方式確認書」

- ④ 小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年7月24日(金)までに通知する。

- (5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

- ③ 発注者は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

## 7 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(任意様式)により説明を求めることができる。

- ① 提出期限  
令和8年7月31日（金） 午後4時
  - ② 提出場所  
上記5(3)に同じ。
  - ③ 提出方法  
書面を持参して提出するものとする。郵送及び電送によるものは受け付けない。
  - (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年8月10日（月）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由がある場合には、回答期間を延長することがある。
  - (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
  - (4) 発注者は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- 8 掲示文兼入札説明書等に対する質問
- (1) この掲示文兼入札説明書等（仕様書等を含む。）に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
    - ① 提出期限  
令和8年7月31日（金） 午後4時
    - ② 提出場所  
上記5(1)に同じ。
    - ③ 提出方法  
持参、郵送または電子メールにより提出すること。  
郵送による場合は書留郵便とし、提出期限に定める日時までに到着しなかったものは受け付けない。また封筒に「申請書在中」と明記すること。  
電子メールによる場合は、以下のメールアドレスに提出するとともに、提出した旨を必ず上記5(1)へ電話し、受信確認を実施すること。  
提出先アドレス  
X91576@ur-net.go.jp
  - (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
    - ① 閲覧期間  
令和8年8月5日（水）から令和8年8月10日（月）までの午前10時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）並びに、正午から午後1時の間は除く）。
    - ② 閲覧場所  
上記5(1)に同じ。（ただし電子メールにより提出した者に対しては、原則電子メールにて回答を行う。）
- 9 入札書の提出期限及び場所等
- (1) 提出期間  
令和8年8月10日（月）午後4時まで
  - (2) 提出場所  
〒810-8610 福岡市中央区長浜二丁目2番4号  
独立行政法人都市再生機構九州支社 総務部経理課  
電話 092-722-1014
  - (3) 提出方法  
入札書、内訳明細書及び封筒（様式）により作成すること。  
**持参もしくは郵送とする。**持参の場合は、提出期限までの平日の10時から17時（ただし、土日祝日及び正午から13時の間は除く。）までとする。郵送の場合は書留郵便とし、同日同時刻までに到着しなかったものは受け付けない。
- 10 開札の日時及び場所
- (1) 開札日時

令和8年8月12日(水)午前10時

(2) 開札場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

独立行政法人都市再生機構九州支社 1階 入札室

(3) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、入札者の立会  
は不要とする。

11 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律  
第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札  
価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなら  
ない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に  
開示してはならない。

12 入札方法

(1) 入札金額は、仕様書に示す調達内容ごとの単価に予定数量を乗じて得た総額を記  
載すること。入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する  
単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、あ  
らかじめ当機構が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に  
基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額とする。なお、入札価格の内訳  
書を同封することとし、当該内訳書に記載された単価を約定単価とする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10  
に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端  
数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び  
地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金  
額の110分の100に相当する金額を入札価格として入札書に記載すること。  
落札者がないときは、入札日時を別途通知し、再度の入札を行うものとする。  
入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金 免除

14 入札の無効

本揭示文兼入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資  
料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関す  
る条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には  
落札決定を取り消す。なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であつて  
も、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する

15 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)  
第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札  
した者を落札者とする。

落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を1者決定する。

16 手続きにおける交渉の有無 無

17 契約書作成の要否

別紙契約書案により契約書を作成し、電子署名を用いた電子契約(以下「電子契約」と  
いう。)又は紙契約方式によって締結するものとする。なお、電子契約による契約締結  
については、次に定めるとおりとする。

① 発注者が指定する電子契約サービス※1で行うものとし、受注者が利用する電

子契約サービスによる電子契約は不可とする。

- ② 入札参加者は申請書の提出とあわせて別添の「電子契約方式確認書」を発注者に提出すること。ただし、紙契約方式での契約締結を希望する場合は、当該確認書においてその旨を明らかにすること。
- ③ 電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管※ 2 を自らの責任において行うことについて了承の上、電子契約手続きを行うこととする。また、当機構とクラウドサインの契約期間（令和 11 年 3 月 31 日まで）満了後、クラウドサイン上で契約書を確認することができないため、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管は上記の契約期間満了前までに行うこととする。

※1 当該サービスは、両者が合意・承諾した文書に当該事業者名義で電子ファイルに電子署名とタイムスタンプを施す「立会人型電子契約サービス」のクラウドサインとする。なお、手続きの詳細及びマニュアルについては機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程 から参照すること。

URL : <https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

※2 電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用である。

- ・ 真実性の確保
- ・ 関係書類の備付
- ・ 見読可能性の確保
- ・ 検索機能の確保

詳細については、以下のクラウドサインホームページを参照すること。

URL : <https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

## 18 支払条件

別紙契約書案及び仕様書による。

## 19 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、機構ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/>)の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を厳守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者(下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。)は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。
- (5) 機構が取得した文書(例：競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基づき、開示請求者(例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (6) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますので、ご了承ください。

- ① 公表の対象となる契約先

- 次のいずれにも該当する契約先
- イ 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - ロ 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 公表する情報
- 上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
- イ 機構の役員経験者及び課長 相当職以上経験者の人数、職名及び機構における最終職名
  - ロ 機構との間の取引高
  - ハ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
  - ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当方に提供していただく情報
- イ 契約締結日時点で在職している機構役員経験者及び課長 相当職以上経験者に係る情報(人数、現在の職名及び機構における最終職名等)
  - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高
- ④ 公表日 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前であっても、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中であっても、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(内訳明細書)

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

(入札又は見積りの取りやめ等)

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書又は見積書の引換の禁止)

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(入札又は見積りの無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。

七 明らかに連合によると認められるとき。

八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がいないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

## 入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が代表者印を押印した入札書にて入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。  
（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（最長2年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
  - 一 代表者本人が入札される場合：**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。
  - 二 代理人の方が入札される場合：**委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明証（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取り扱います。

以 上





## ※入札書と同封してください

## 内 訳 書

月 日	基本料金
令和8年10月 ～令和9年9月	@ _____ 円 × 148kW × (1 - 力率割引 _____) × 12カ月 = _____ 円 … ①

年 月	電力量料金
令和8年 10月分	@ _____ 円 × 37,765 kWh = _____ 円
令和8年 11月分	@ _____ 円 × 36,166 kWh = _____ 円
令和8年 12月分	@ _____ 円 × 28,848 kWh = _____ 円
令和9年 1月分	@ _____ 円 × 31,428 kWh = _____ 円
令和9年 2月分	@ _____ 円 × 35,920 kWh = _____ 円
令和9年 3月分	@ _____ 円 × 33,598 kWh = _____ 円
令和9年 4月分	@ _____ 円 × 32,936 kWh = _____ 円
令和9年 5月分	@ _____ 円 × 28,877 kWh = _____ 円
令和9年 6月分	@ _____ 円 × 26,984 kWh = _____ 円
令和9年 7月分	@ _____ 円 × 33,302 kWh = _____ 円
令和9年 8月分	@ _____ 円 × 39,766 kWh = _____ 円
令和9年 9月分	@ _____ 円 × 37,825 kWh = _____ 円
合 計	_____ 円 … ②

総計 (①+②)	_____ 円
見積金額 (総計×100/110)	_____ 円

※入札書へ記載する金額と一致すること

- ① 各々の単価は税込とする。
- ② 算定にあたっては、力率は100%とする。
- ③ 燃料費調整額及び再エネ賦課金については加味しないものとする。
- ④ 算定した基本料金合計額、各月の電力量料金及び入札金額において、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、1円単位（整数）とする。
- ⑤ 記載の見積金額は、総計に100/110を乗じた額とする。（税抜）

## 封筒見本

※ 押印を省略する場合は封筒に「(押印省略)」と朱書きすること

(押印省略)	独立行政法人都市再生機構九州支社 支社長 水野 克彦 殿  (独立行政法人都市再生機構九州支社で使用する 電力(令和8年10月～令和9年9月))
--------	--

封
住所
氏名

## 年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構九州支社  
支社長 水野 克彦 殿

(委任者) 住所  
商号又は名称  
氏名 印

(受任者) 住所  
商号又は名称  
氏名 印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構九州支社の発注する、  
〔建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務〕に関し、下記の通り権限を委任しま  
す。

### 1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

### 2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和9年3月31日 まで

代理人 (受任者) 使用印鑑	
----------------------	--

注1 委任期間は競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。

注2 郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

注3 年間委任を届け出る機構の本支社、事務所ごとに作成し、提出すること。

注4 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

年 間 委 任 状

独立行政法人都市再生機構九州支社  
支社長 水野 克彦 殿

(委任者) 住所

商号又は名称

氏名

印

実印 (既に使用印鑑届を提出している場合は使用印)

(受任者) 住所

商号又は名称

氏名

印

代理人 (受任者) 使用印

私は上記の者を代理人として定め、次の独立行政法人都市再生機構九州支社の発注する、  
〔建設工事、建設コンサルタント等業務、物品役務〕に関し、下記の通り権限を委任しま  
す。

委任状を提出したい種別に○を付ける  
(複数選択可)

1 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する件
- (2) 契約の締結及び履行に関する件
- (3) 契約代金の請求及び受領に関する件
- (4) 復代理人の選任に関する件
- (5) 契約保証に関する件
- (6) 共同企業体に関する件
- (7) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日 から 令和9年3月31日 まで

代理人 (受任者) 使用印鑑	
----------------------	--

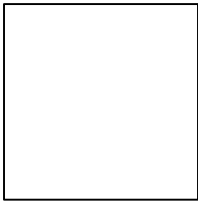
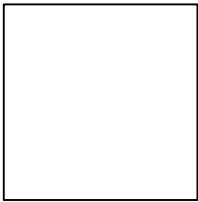
注1 委任期間は競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。

注2 郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

注3 年間委任を届け出る機構の本支社、事務所ごとに作成し、提出すること。

注4 委任状には、委任者の印鑑証明書(原本・発行日から3か月以内)を添付すること。ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。

## 使用印鑑届

使用印		実印	
-----	---	----	--

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

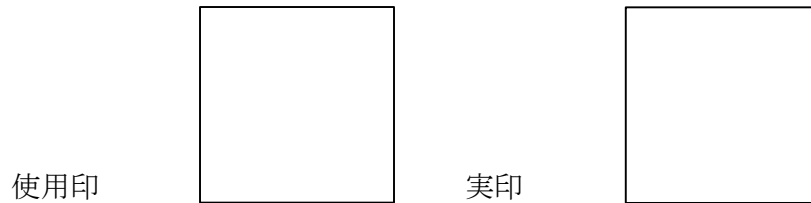
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

独立行政法人都市再生機構九州支社  
支社長 水野 克彦 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

## 使用印鑑届



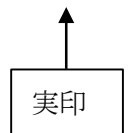
上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日



住 所 ○○○○○○○○○○  
商号又は名称 ○○○○株式会社  
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○印

独立行政法人都市再生機構九州支社  
支社長 水野 克彦 殿



- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

## 独立行政法人都市再生機構九州支社で使用する電力

（令和8年10月～令和9年9月）

## 提出書類一覧表

法人等名称 \_\_\_\_\_

下表は、本調達に参加表明に際し、必要となる書類一覧です。競争参加資格申請書提出前に、こちらの一覧表で提出書類をご確認ください。

No	書類名	部数	備考	機構 使用欄
1	競争参加資格確認申請書	1部	競争参加資格確認申請書（様式1）を使用すること	
2	小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し	1部	競争参加資格（6）を証明する書類の写し	
3	適合証明書	1部	競争参加資格（7）を証明する書類 ※適合証明書（様式2）を使用すること	
4	電子契約方式確認書	1部	電子契約方式確認書（様式3）の様式を使用すること	
5	提出書類一覧表	1部	法人名称を記載の上、本書を提出すること	

※なお、郵送または持参により提出する場合、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼った長3号封筒を、上記の書類と併せて提出していただきますようお願いいたします。

## 注意事項

- ① 入札説明書に様式が添付してある書類は、該当様式を使用すること。添付の様式をPC等で改めて作成する場合は、様式に記載の字句等について省略・変更しないこと。
- ② 機構使用欄には何も記載しないこと。
- ③ 入札書、年間委任状（※代理人の名を以て入札を行う場合）及び使用印鑑届は入札書提出期限までに別途提出すること。



# 適合証明書

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者氏名

㊦※

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
① ホームページ      ② パンフレット      ③ チラシ ④ その他 ( )	

## 2 令和6年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点数
①	令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和6年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和6年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組		

① ~ ④の合計点数	
------------	--

(裏面あり)

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売り営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

《上記例は、把握できる最新の状況が令和6年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

※ 本件責任者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_

担 当 者(会社名・部署名・氏名): \_\_\_\_\_

※ 連絡先(電話番号) 1 : \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) 2 : \_\_\_\_\_

※ 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。  
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※ 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。  
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和6年度の未利用エネルギー活用状況、③令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
②令和6年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類等

・入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力義務等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

表「各用語の定義」

用 語	定 義
<p>① 令和6年度 1kWh 当たりの 二酸化炭素排 出係数</p>	<p>「令和6年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和6年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <p>1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。</p> <p>2. 温対法に基づき令和6年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和6年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。</p>
<p>② 令和6年度の未 利用エネルギー活 用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和6年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和6年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値</p> <p>（算定方式）</p> <p>令和6年度の未利用エネルギーの活用状況（％）</p> $= \frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>（ア）工場等の廃熱又は排圧</p> <p>（イ）廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

	<p>3. 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和6年度の供給電力量に占める令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) を 令和6年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値。</p> <p>(算定方式)</p> <p>令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況(%)</p> $= \frac{\text{令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）(kWh) は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））</p> <p>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT 非化石証書の量（kWh）</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>

<p>④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
---	---

※ この表の定義は、適合証明書にのみ適用する。

電子契約方式確認書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構九州支社  
支社長 水野 克彦 殿

住 所※  
商号又は名称 ※  
氏 名※

※契約書の署名欄に記載する住所、商号又は名称及び代表者名を記入すること

案件名称：独立行政法人都市再生機構九州支社で使用する電力（令和8年10月～令和9年9月）

機構が指定する電子契約サービスによる契約締結の可否： 可 / 不可（紙契約方式）

（電子契約可の場合、以下記入）

電子契約手続を行う方（メールアドレスを複数用意できない場合等を除き、原則2名記載）

【承認権限者※1】

社名：  
部署・役職：  
氏名：  
メールアドレス：  
電話番号：

【最終承認権限者※2】

社名：  
部署・役職：  
氏名：  
メールアドレス：  
電話番号：

※1 機構からの契約締結依頼を当初に受信する方

※2 契約手続について最終的な承認を行う方

【本契約における名義人】

住所：  
氏名：

JVにより契約を締結する場合は構成員の契約を行う方を以下に記載-----

【承認権限者②】

社名：  
部署・役職：  
氏名：  
メールアドレス：  
電話番号：

【最終承認権限者②】

社名：  
部署・役職：  
氏名：  
メールアドレス：  
電話番号：

【留意事項】

・電子契約サービスを利用する場合、電子帳簿保存法に対応した契約書の保管を行うことについて了承の上、電子契約手続を行うこととする。

※電子帳簿保存法に対応した保管とは、以下の要件を満たして保管する運用となります。

- ・ 真実性の確保

- ・関係書類の備付
- ・見読可能性の確保
- ・検索機能の確保

詳細につきましては、以下のクラウドサイン HP までアクセスし、ご確認ください。

URL : <https://help.cloudsign.jp/ja/articles/5675348>

なお、本様式のデータは機構ホームページからも取得可能です。

URL :

<https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001g8z-att/denshikeiyakukakuninsyo.docx>

# 契約書（案）

1 契約の名称：独立行政法人都市再生機構九州支社で使用する電力（令和8年10月～令和9年9月）

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者は、頭書の電気の需給に関する契約を次のとおり締結する（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号  
氏名 独立行政法人都市再生機構九州支社  
支社長 水野 克彦 印

受注者 住所  
氏名  
印

（契約の目的）

第1条 受注者は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は次のとおりとする。

〔基本料金/月額〕 (税込)

	基本料金単価 (1kWにつき)
契約電力	円

〔電力量料金〕 (税込)

	従量料金単価 (1kWhにつき)
夏季月（7月～9月）	円
その他季月	円

（供給場所及び期間）

第3条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

供給場所 仕様書による。

期 間 仕様書による。

(契約保証金)

第4条 発注者は、この契約の保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第8条 各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第9条 受注者は、毎月検針日に供給場所ごとの使用電力量を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第10条 料金の算定は1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、第2条及び仕様書の定めるところにより支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを発注者に請求するものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づき請求する際は、供給場所ごとの料金の根拠を示した資料を添付するものとする。

3 発注者は、前項の規定により適法な支払請求書であると認めた場合は、これを受理した日から30日以内に受注者に対価を支払わなければならない。

(履行遅延金)

第12条 発注者は、自己の責に帰すべき事由により、前条第3項の期間内に対価を支払わないときは、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額（円未満の端数切り捨て）を遅延利息として、受注者に支払うものとする。

2 受注者は、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅延したときは、その部分の契約金額相当額に対し、遅滞日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅延金を発注者に支払うものとする。

(事情変更)

第13条 発注者及び受注者は、この契約締結後、供給場所の増減、契約容量の増減、送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合

には、発注者及び受注者が協議の上、この契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上書面により定めるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額（この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。第15条の2において同じ。）の合計額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、直ちにこの契約を解除することができる。

一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

二 第5条及び第6条の規定に違反したとき。

- 三 正当な事由により解約を申し出たとき。
- 四 この契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- 五 その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
- 六 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 七 第14条第1項各号のいずれかの規定に該当したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定（前条第3号を除く。）によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- （発注者の都合による解除）

第16条 発注者は、第15条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、

書面により受注者に通知しなければならない。

- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(再受託者等に関する契約解除)

第17条 受注者は、契約後に再受託者等（再受託者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第6号に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第18条 発注者は、第15条又は前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、第15条又は前条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 前2項の他、この契約の履行に当たり、受注者が発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責めに帰さない理由による損害については、この限りではない。

(表明確約)

第19条 受注者は、第15条第六号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 受注者は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(秘密の保全)

第21条 発注者及び受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

(適用法令)

第23条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契

約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第25条 この契約に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、別に定める覚書及び受注者が定める電気需要約款に定めによるものとする。

(以下余白)

# 覚書

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者は、発注者及び受注者の間において令和 年 月 日に締結した独立行政法人都市再生機構九州支社で使用する電力（令和8年10月～令和9年9月）の需給に係る契約（以下「原契約」という。）に付帯して、次の通り覚書を交換する。

（覚書の適用期間）

第1条 本覚書の適用期間は、令和8年10月1日から令和9年9月30日までとする。

（計量値及び計量期間）

第2条 計量値は、供給場所の地域を管轄する一般送配電事業者が定めた検針日に基づき通知された値を用いる。

2 計量期間とは、原契約第10条に定める料金の算定期間をいう。

（料金の算定）

第3条 原契約第10条に定める1月の料金は、次の第一号から第四号の合計額を加えたものとする。

- 一 基本料金又は最低料金
- 二 電力量料金
- 三 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- 四 燃料費調整額

各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の標準供給条件によるものとする。

（遅延利息の算定及び請求方法）

第4条 原契約第12条で定める遅延利息は、前条第一号と第二号の合計額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた額を対象に算定する。

2 遅延利息が発生した場合、受注者は、原則として発注者が遅延利息の算定の対象となる料金を支払った直後に発生する1月の料金とあわせて請求するものとする。

（情報公開請求）

第5条 発注者は、本契約にかかる情報公開の請求を受けた場合、速やかに受注者に意見を求めるものとする。

（データの提供）

第6条 受注者は発注者の業務運営上必要な使用量等のデータを求められた場合、速やかに提供するものとする。なお、契約終了後において原契約期間における使用量等のデータを求められた場合についても同様とする。

（協議事項）

第7条 原契約及び本覚書に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が定める標準供給条件によるほか発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

上記覚書交換を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所 福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号  
氏 名 独立行政法人都市再生機構九州支社  
支社長 水野 克彦 印

受注者 住 所  
氏 名 印

## 仕 様 書

## 1 概要

## (1) 件名

独立行政法人都市再生機構九州支社で使用する電力（令和8年10月～令和9年9月）

## (2) 需要場所

福岡県福岡市中央区長浜二丁目2番4号

## (3) 業種及び用途

事務所（電灯・動力併用）

## 2 仕様

## (1) 供給電気方式等

- ① 電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6,600V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,600V
- ④ 標準周波数 : 60Hz
- ⑤ 受電方式 : 1回線受電
- ⑥ 受電設備総容量 : 800kVA（受電トランス総容量）
- ⑦ 蓄熱式負荷設備 : 無

## (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 : 148kW  
※なお、各月の契約電力については、供給を受けた月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、そのいずれか大きい値をもって決定することとする。
- ② 予定使用電力量 : 403,415kWh  
※なお、月別の予定使用電力量は別紙1のとおり
- ③ 力率 : 100%（平均）

## (3) 供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は100%とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

- 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）
- 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT非化石証書及びトラッキング付非FIT非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

## (4) 契約期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

## (5) 電力量等の検針

- ① 自動検針装置 : あり
- ② 電量会社の検針方法 : 自動検針
- ③ 計量器の構成 : キューキ 変成器付複合計器（電子式精密級変成器）

通信機能付) 型式 KP3E2-K40R

- (6) 需給地点  
需要場所に設置した九州電力送配電株式会社の開閉器塔 2 次側機器直結端末の接続点
- (7) 保安上の責任分界  
需給地点に同じ、ただし計量地点に九州電力送配電株式会社が設置した計量装置は九州電力送配電株式会社の所有
- (8) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ
- (9) 対価の支払い方法  
毎月始めに、電気使用量等を別紙 2 及び別紙 3 の様式により、機構に送付し、請求を行うこととする。ただし、請負者の任意の請求書等に別紙 2 及び別紙 3 が求める事項と同様の記載がある場合は、これに代えることも可とする。

### 3 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない。
- (2) 非常用発電設備： 175kVA (1 台)
- (3) 細目的事項等
  - ① 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める標準供給条件による。
  - ② 毎月の料金算定に際し、力率は実測力率により基本料金を算定し、電気料金の調整（燃料費調整）は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める標準供給条件を適用した燃料費調整単価及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金により調整を行うものとする。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ② 使用電力量の単位は、1kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ③ 力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ④ 料金その他の計算における単価は内税とし、単価を除く金額の単位は、1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
  - ⑤ 契約条件等により、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

### 4 一般送配電事業者からの接続供給の留意点

当機構は、需要場所の一般送配電事業者である九州電力送配電株式会社に対して、今回の入札公告前に、スイッチングに必要な工事期間の事前検討の申込みを実施しておりません。そのため接続供給にあたり工事が必要となる可能性がありますので、九州電力送配電株式会社への接続供給の申込みは、事前に九州電力送配電株式会社所定の様式をご提出の上、九州電力送配電株式会社の定める申込期日までお願いいたします。

ます（余裕を持った申込みをお願いいたします）。

なお、工事完了前に接続供給が開始となった場合の当機構との電力供給契約の契約金額の減額変更や違約金なしの契約解除のご要望には応じられませんで、予めご承知おきください。

以 上

別紙 1

月別予定使用電力量

(単位：kWh)

年	月	予定使用電力量
令和8年	10月分	37,765
令和8年	11月分	36,166
令和8年	12月分	28,848
令和9年	1月分	31,428
令和9年	2月分	35,920
令和9年	3月分	33,598
令和9年	4月分	32,936
令和9年	5月分	28,877
令和9年	6月分	26,984
令和9年	7月分	33,302
令和9年	8月分	39,766
令和9年	9月分	37,825
合計		403,415

(参考) 月別実績

年 月	主契約	
	最大需要電力 (kW)	力率 (%)
直近10月分	129	100
直近11月分	119	100
直近12月分	109	100
直近1月分	113	100
直近2月分	<u>148</u>	100
直近3月分	127	100
直近4月分	131	100
直近5月分	136	100
直近6月分	125	100
直近7月分	121	100
直近8月分	127	100
直近9月分	132	100

(注) この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。また、予定使用電力量とは、契約で定める1年間の予定月間使用電力量の合計量をいい、機器の使用状況、機器の更新、機器の故障等により変動することがあり、使用電力量を保証するものではない。

別紙 2

電気使用量について(      年      月分)

契約電力	kW
------	----

使用期間	月   日   ~   月   日
------	-------------------

計器	全日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	x	x	x	x
修正率				
使用量	kWh	kW	kWh	kvarh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

## 電気料金計算書( 年 月分)

## ○使用実績

使用期間	月 日 ~ 月 日
契約電力	kW
使用電力量	kWh
最大電力	kW
力 率	%

## ○電気料金

	単価		数量		力率割増・割引	料金
基本料金	円 ×		kW ×			円
電力量料金	円 ×		KWh ×			円
(燃料費調整額)	円 ×		KWh ×			円
小 計						円
消費税等相当額						円
請求金額						円

支払期限	年 月 日
------	-------